○法務省告示第六百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表大徳食品株式会社の項中「食品加工」の下に「、惣菜製造業」を加える。

○法務省告示第六百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

ダイワテック株式会社	大阪府大阪市東住吉区住道矢田八丁目十三番二十六号	塗装

○法務省告示第六百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日　法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表ニチアスセラテツク株式会社の項中「機械加工」の下に「、機械保全」を加え、同表に次のように加える。

株式会社ベストサプライ	福岡県福岡市中央区長浜三丁目十四番一号	非加熱性水産加工食品製造業
株式会社都城くみあい食品	宮崎県都城市山田町中霧島三千五百番地七	耕種農業

○法務省告示第六百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十二日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社潤建	京都府京都市伏見区久我石原町七番地十三	とび
株式会社正信	福岡県福岡市博多区半道橋二丁目十六番十二号	めっき

○外務省告示第四百四十四号

平成二十七年四月十五日にキシニョフで、モルドバ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルドバ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年十一月三十日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　角茂樹在モルドバ大使

モルドバ側　キリル・ガブリチ首相

平成二十七年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百四十五号

平成二十七年七月二十九日にティラナで、アルバニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がアルバニア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年十二月一日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在アルバニア大使

アルバニア側　ニコ・ペレシ副首相

平成二十七年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百四十六号

平成二十七年十二月四日にバセテールで、セントクリストファー・ネーヴィス政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセントクリストファー・ネーヴィス政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　岡田光彦在セントクリストファー・ネーヴィス大使

セントクリストファー・ネーヴィス側　マーク・アンソニー・G・ブラントリー外務・航空大臣

平成二十七年十二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百九十八号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年一月財務省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

百三十二の次に次のように加える。

百三十三　モルディブ通貨　一〇〇ルフィヤにつき本邦通貨七二三円

百三十四　バルバドス通貨　一バルバドス・ドルにつき本邦通貨五五円

百三十五　モルドバ通貨　一〇〇モルドバ・レイにつき本邦通貨六〇八円

○農林水産省告示第二千七百六十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十七年十二月二十二日

農林水産大臣　森山　裕

表補助金等の予算科目の欄中「沖縄振興公共投資交付金」を「沖縄振興公共投資交付金　沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」に改める。

○農林水産省告示第二千七百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月二十二日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町神福字石ヶ原一七九の一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）